

高齡者福祉施設利用者の権利とは

A Study of Elder's Rights in Social Welfare Facilities

李 相濟
Lee Sang-jae

要 旨

本稿では、高齡者福祉施設利用者に保障されるべき権利内容について、いくつかの先行研究をレビューし、「担当職員の変更希望を申し立てる権利」「個室居住を選択できる権利」などの権利の必要性を検討した。そして、高齡者福祉施設が「生活の場」として利用者の諸権利を保障していくために、施設利用者のQOLを向上させる視点や「権利としての介護」の視点から取り組むべきであることを論じた。

Key Words : 高齡者福祉施設, 権利, 「生活の場」, QOL

はじめに

現在、高齡化の急速な進行による要介護高齡者の増加、家族構造の変化による家庭機能の脆弱化、女性の社会進出等の社会変動にともない、高齡者介護問題が深刻化してきている。高齡者福祉政策は、近年ますます地域福祉(在宅福祉)へ方向づけられているが、家族の介護機能の低下および障害の重度化・重複化する高齡者が増大していることから、高齡者福祉施設へのニーズは年々高まっており、特別養護老人ホーム入所待機者数の推移は1990年10月で29,000人、1993年3月で55,000人、1999年11月で104,599人、2002年12月で233,000人となっている¹⁾。

これまで、ゴールドプラン(1989年)や福祉8法改正(1990年)、新ゴールドプラン(1995年)の策定等によって、サービスの量的拡大が図られてきたが、国民の生活水準の向上やノーマライゼーションの意識の高まりなどとともに、

介護保険制度導入を契機に、高齢者福祉施設は高齢者福祉施策の一環として、より高質で専門性の高い施設の必要性が求められるようになってきた。

このような状況のもとで、高齢者福祉施設では利用者主体のサービスの具現化に向けて優れた実践もみられるが、全体的にみると、なお救貧法的残滓が色濃く残っている施設も少なくない。具体的には、多人数雑居にみられる居室条件の不備、職員配置基準の低位さ、専門職員の不足、旧態依然とした職員主導型のサービス等、施設利用者の権利が十分に保障させているとはいえない現状があるといえよう。

以上のことから本稿では、今日の高齢者福祉施設の人権侵害状況を明らかにし、施設利用者に保障させるべき権利とはなにかについて考察する。そして、高齢者福祉施設が「生活の場」として利用者の人権保障を実現していくために、どの視点から取り組むべきかを論じる。

1. 高齢者福祉施設における権利侵害の実態

日本においては、高齢者福祉施設における施設利用者への虐待について、まだ疫学的な研究は行なわれていない。しかし、近年いくつかの調査により、その表面化しにくかった高齢者福祉施設利用者に対する劣悪・不当な対応の一端が明らかにされてきた。

全国初の高齢者虐待調査は、高齢者処遇研究会による「在宅・施設における高齢者及び障害者の虐待に関する意識と実態調査」（1998年）である。本調査は、1997年10月から11月にかけて全国1,000人の介護福祉士を対象に実施、374人から回答を得ている。

調査結果では、「過去1年間に在宅、あるいは施設で虐待を見たか」との問いに138人（37%）が「ある」と回答している。虐待数（複数回答）は320件にのぼった。高齢者福祉施設での虐待は154件であった。

具体的な虐待の記述のあった40件についてみると、高齢者福祉施設が32件と8割を占めた。虐待（複数回答）は57件で、暴言など精神的ショックを与える心理的虐待26件（46%）、たたく、つねるなど身体的虐待15件（26%）、

ナースコールを切る、頼まれても無視するなど世話の放棄・拒否・怠慢など12件（21％）の順になっている。

心理的虐待では、おむつ交換のとき、「よく出るウンチやな。こっちの身にもなってよ」とか、他の職員に「この人、真っ赤なオシッコよ」と叫ぶなどの言葉の暴力で、排泄介助に関わる内容が目立った。身体的虐待は、介護行為の際や手間取った際に手や顔を叩いたりつねったりするケースがみられた。

また、最近の調査では、日本労働組合総連合が2004年に介護保険施設の職員を対象に行なった調査がある。本調査は、2004年2-4月に、介護保険施設計300カ所と看護・介護職員5,000人を対象に実施され、163施設と2,749人が回答している。

調査結果によると、最近1年間に、オムツを変えないなど介護放棄や暴言、暴力で「虐待をした」との答えは5.5%あり、「虐待したことはあまりない」の8.0%を加えると虐待経験者は13.5%に達している。入所者を紐でベッドや車椅子に縛りつける、睡眠薬で眠らせるなどの身体拘束については、介護保険制度で原則として禁止されているにもかかわらず、職員の58.2%が「拘束したことがある」と回答している。「身体拘束をした職員が1人もいない」と回答した施設は8.0%にとどまっている。

このような施設処遇、生活環境のもとで、高齢者福祉施設利用者の自由や尊厳、またさまざまな権利が脅かされている実態が、一部ではあるが明らかにされた。

2. 高齢者福祉施設利用者に保障される権利とは

2.1 侵害されている権利とは

日本高齢者虐待防止センターは虐待を次の5つに分類している。

- ①身体的暴力による虐待
- ②性的暴力による虐待
- ③心理的障害を与える虐待

④経済的虐待

⑤介護等，日常生活上の世話の放棄，拒否，怠慢による虐待

このような高齢者への虐待とは，具体的に高齢者福祉施設利用者の基本的人権のどのような権利が侵害されることなのか。

基本的人権を芦辺²⁾は「信教の自由，言論の自由，職業選択の自由などの個人的人権を総称する言葉」であるとし，奥平³⁾は次の7つに分類した。

- ① 「政治に関する権利」
- ② 「個人の精神活動に関する権利」
- ③ 「社会活動に関する権利」
- ④ 「身体の自由その他身体的活動に関する権利」
- ⑤ 「経済に関する権利」
- ⑥ 「適正な手続きを受ける権利」
- ⑦ 「国家補償を請求する権利」

この分類から高齢者への権利侵害を考えると，殴る，ける，また拘束や性暴力などの行為は上記の④の身体の自由に関する権利の積極的な侵害，放任は消極的な侵害である。金銭的搾取は⑤の経済に関する権利侵害である。また何らかの人権侵害に対しての防御の手段がないか，極めて少ないなどの事態は③の社会活動に関する権利，⑦の国家補償を請求する権利の侵害と考えられる。心理的に傷つける点において広い意味での人権侵害といえる。

2.2 保障されるべき権利の内容

宮崎⁴⁾は，老人ホームを中心とする居住型社会福祉施設利用者の処遇過程における個別の権利について，現状でも出来ることと将来的に法令等の改善を待って保障されるべきことに分けて，次のように分類した。

I 現状でも保障できる権利の内容

- ① 入所者の権利と施設のサービスを知る権利
- ② 自己の資産を管理する権利
- ③ プライバシーの権利

- ④ 処遇に関し、苦情を表明する権利
- ⑤ 面会者を受け入れたり、拒否する権利
- ⑥ 電話を使う権利
- ⑦ 私物を保有する権利
- ⑧ 薬物の自己服用の権利
- ⑨ 入所者会や家族会を開催する権利
- ⑩ 居室または同室者の変更に関し、事前に通知を受ける権利
- ⑪ 入所施設に関する情報を知る権利

II 法令等の整備を図りながら保障されるべき権利

- ① 不当な抑制を免れる権利
- ② 薬物に関し、見直しを求める権利
- ③ 必要な医療を受ける権利

上記の I - ③ プライバシーの権利は、新しい人権として、個人の私的事項の秘密という意味で法的に保護すべき利益であると考えられるようになってきている。

雑居制となっている現在の高齢者福祉施設の状況においては、プライバシーの権利の中でも、宮崎のいう「私生活をみだりに公開されない権利」はとくに重要である。入浴や排泄等のケアを受ける時に、他者の目に触れないという意味での視覚的プライバシーの保障は勿論のこと、嗅覚や聴覚におけるプライバシーも積極的に保護される必要がある。

また、プライバシー権には「自己についての情報コントロール権」「情報プライバシー権」⁵⁾ という側面もある。つまり、施設利用者本人が自己の記録を閲覧する権利を認めるとともに、施設側が実習生や他の関連機関に記録を開示する許可を与えるか否かも、施設利用者の権利として位置づけていく必要があるということである。

久田⁶⁾ は、社会福祉施設における「利用者主体のサービス」とは具体的に次のような権利の保障をいうとした。

- ① 地域社会で生活する権利（地域社会とつながりを維持する権利）
- ② 個別ケアを受ける権利
- ③ 質の高いサービスを受ける権利
- ④ 自己決定・自己選択する権利
- ⑤ わかりやすい情報提供を受ける権利
- ⑥ 意見・質問・苦情を表明する権利
- ⑦ プライバシーの保護に関する権利
- ⑧ 自己尊重の念と尊厳を維持する権利

ここでは、宮崎があげた権利以外に、①地域社会で生活する権利（地域社会とつながりを維持する権利）が提起されている。

E. ゴッフマン⁷⁾は、包括性の適度が大きく、他の施設とは明確に異なっているものを「全制的施設」と称したが、そのような施設は隔離性（人里離れたところに施設が存在するなど、物理的に地域社会から遮断された生活環境を指す）や吸引力（社会の諸機能を施設内に取り込み、結果的に施設利用者と地域社会との接点を失わせる特性を指す）が高く、利用者が外出したり、地域活動に参加したりすることは難しい。施設サイドがかなり意識的に外出機会をつくらない限り、そうした「社会参加」の機会はまったくなくなってしまう。つまり、システム化された高齢者福祉施設では、特定空間での特定の生活が提供されることで、施設利用者は地域社会から切り離なされてしまうということである。そこでは、地域社会でのそれまでの人間関係や社会関係の継続や発展が困難になる。

地域社会の中での施設生活や活動を実現していくためには、レクリエーション活動の場や文化活動の場を施設外に確保することや、地域活動への参加を容易にするためにさまざまな交通手段が用意されるべきであるが、高齢者福祉施設が地域における福祉の拠点となるためにも、施設側による部分的な「環境権」保障を図ることではなく、より良い地域社会をつくる全体的な取り組みの中で施設の社会化・地域化が推進され、暮らしの共同化が図られることが求められる。

稲垣⁸⁾は、宮崎があげた現状でも保障できる権利に次の項目を付け加えた。

- ① 髪型・服装などを選択する権利
- ② 居室のレイアウト・装飾を相談される権利
- ③ 余暇の時間の過ごし方・娯楽をリクエストする権利
- ④ セクシュアリティを尊重される権利
- ⑤ 政治・施策に対し意思表示する権利
- ⑥ 自己の望む信仰の場を提供される権利
- ⑦ 外出の機会を提供される権利

稲垣は、「特別養護老人ホームには、利用者のセクシュアリティを尊重できない実態がある」⁹⁾と指摘し、高齢者施設利用者の権利尊重の中でもとくにセクシュアリティの尊重に対する具体的対応の必要性を述べている。

寿命の延び、健康管理の向上、QOLの認識の高まりにより、高齢期における人生の満足度にセクシュアリティが占める意味はますます大きくなった。高齢者福祉施設利用者の性は「これまで無視されるか、厳しく制限されており、それに研究の目が向けられることはほとんどなかった」¹⁰⁾が、一部の調査研究¹¹⁾によって、施設利用者のかかなりの割合が性的関心や感情を持っていることが見出されている。

これからより一層、施設職員の性問題への対応方法や知識、技能をトレーニングするプログラムの整備が必要である。

上記のような高齢者福祉施設利用者に保障されていくべき権利以外に、筆者は次の2つの権利を提起する。

まず1つ目は「担当職員の変更希望を申し立てる権利」である。

高齢者処遇研究会の調査研究報告¹²⁾によると、「入所者が希望すれば介護の担当職員を変えることが出来ますか」という設問に、「いいえ」と回答した高齢者福祉施設は46.7%となっている。

施設で提供されるサービスの内容は職員個人の技量に依存している¹³⁾が、現在まで、介護福祉士は業務独占化されておらず、職員の中に介護福祉士、

ホームヘルパー資格者、無資格者などがおり、職員個々人の技量にばらつきがある。また、介護福祉士においても、国家試験合格者と養成施設卒業をもって国家試験免除による取得者がおり、質的ばらつきが多いと指摘されている¹⁴⁾。

2000年に導入された介護保険制度が、利用者の選択権・自己決定権を保障するシステムとして、料金を支払うことでサービスを「買い取る権利」「契約に基づく権利」を保障していくということなら、たんに高齢者福祉施設を選択できるだけでなく、そこに働く職員をも選択できる権利が保障されることが求められる。

2つ目の権利は「個室居住を選択できる権利」である。

プライバシー権は、もともとアメリカにおいて「ひとりにしておいてもらう権利」として主張されたものである¹⁵⁾。このプライバシー権の定義の最広義説とされる「ひとりで居させてもらいたいという権利」¹⁶⁾は、プライバシーが守られるための当然の要求である。それが可能となるためには個室化が必要である。現代では、住居に個室があることは珍しいことではない。つまり、個室があるということは、住居としての老人ホームであることを象徴するひとつの指標であるといえる。

また、「個室居住を選択できる権利」は、他人の視線を意識せずにプライバシーを保てる空間の確保という自由権的要求だけでなく、家庭で慣れ親しんだ家具等の持込が可能な空間や家族との面会スペースの確保といった、施設利用者が生活を継続していくために必要な基本的環境の確保という生存権的要求でもある。

このように「個室居住を選択できる権利」は、プライバシー権の保障という側面から、また、より健康で文化的な生活保障という積極的效果の上からも要求されるのである。

3. 施設利用者の生活の向上と権利保障の視点

ここでは、高齢者福祉施設が施設利用者の「生活の場」としてより質の高

いものになってくために、また、施設での暮らしを保障し真にその権利を尊重していくために、どのような視点から取り組むことが求められるのかを検討する。

3.1 施設利用者のQOLを向上させる視点

現在の施設生活は、起床、食事、排泄、リクレーションなどの時間が職員側の都合で決められ、集団管理されるため¹⁷⁾、利用者自身が自己管理できる場面は少ない。また、自由な外出禁止、消灯後のテレビや電話の禁止など、職員側が決定した数々の規則により利用者自身が望む行動がより制限されている。このように、施設は消極性や依存性、プライバシーの欠如、規則の厳格性など、集団的管理の場としての性格を持っている。

しかし一方で、安全性、安心感、協調性、健康保持などのメリットをもたらす側面もある。高齢者福祉施設が従来の選別原則に基づく閉鎖的な施設ではなく、利用者の「生活の場」としてその積極的側面を担っていくためには、施設内の生活における快適性、個別性、選択性などの利用者にとっての質的な側面をみるQOLが重要な要素となる。

そして、利用者のQOLをより高いものとしていくためには、施設の構造・設備を出来るだけ生活の機能に近づけ、プライベート空間とコミュニティ空間を明確にして、快適性に配慮した施設作りを目指していくべきである。それには、個室化の促進、共有スペースの確保、ユニットケアの導入促進などが必要である。

また、高齢者福祉施設固有の役割である自立援助機能などの専門的援助機能が発揮されるためには、担当する職員の確保と質の向上が重要である。とくに障害の重度化・重複化への対応が重要な課題であり、最低基準上も専門職員の配置や直接処遇職員の増員などの対応が求められる。

3.2 「権利としての介護」の視点

「高齢者のための国連原則」(1991年)の「ケア」の章の中に、13「高齢者

は、思いやりがあり、不安のない環境において、保護やリハビリテーションや社会的・精神的刺激を提供する適切な水準の施設ケアを利用できなければならない」、14「高齢者は、ケア施設や治療施設等いかなる所に住もうと、その尊厳と信念とプライバシー、そして自分の受けるケアと生活の質について決定する権利を最大限尊重されることを含む人権と基本的自由を享受できなければならない」、17「高齢者は、搾取ならびに身体的あるいは精神的虐待を受けることなく、尊厳を保ち安心して生活できなければならない」とあり、高齢者の人権と自由と尊厳がどのように守られなければならないかが述べられている。

しかし、このような権利を中心とした施設利用者の立場から高齢者福祉施設のサービスのあり方を考えると、安全で快適なプライバシーが守られる居住が施設内で保障されているかどうかという居住権の問題や、身体の拘束や監禁から開放する自由権の問題、また選挙の投票を保障する参政権の問題など、様々な基本的人権侵害の問題を今の高齢者福祉施設が抱えていると言わざるを得ない。

このように、今日の高齢者福祉施設は「人権侵害の場となり得る場」であるが、本来的に、高齢者福祉施設は利用者の権利擁護の機関であるということを再認識する必要がある。

戦後日本の社会福祉制度は、憲法13条に規定された「個人の尊重」および同14条の「平等」条項とともに、同25条の「生存権」条項に基礎をおくものであり、同25条の第1項では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことが明記され、さらに第2項では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」として、すべての国民の生存権保障における国家の義務について明記されている。つまり、戦後日本の社会福祉は、憲法25条の規定による公的責任による「生存権保障制度」として位置づけられているのである。

その意味で、加齢に伴い要介護状態になり施設生活を余儀なくされても、

より人間らしい生活を保障する介護を受ける権利があるという視点を明確にし、個人の尊厳に裏づけられた基本的人権としての「生存権」が社会生活権として、高齡者福祉施設における介護サービス実践の中で具体的に守られていくことが求められるのである。

おわりに

高齡者福祉施設における介護は、施設利用者の衣・食・住を保障するだけでなく、人間としての心理的・社会的側面においても積極的に援助していく必要がある。施設職員の仕事は、施設利用者の人間らしい生存・生活と人間としての自立・発達を保障していくことであり、高齡者福祉施設利用者の権利とは何かを明らかにしていくことは、生存・発達保障労働としての福祉労働の側面が発揮されることに結びつくのである。

ノーマライゼーションの推進者であるW. ボルフェンスベルガーが唱えた「尊厳に満ちた生活を送る権利」¹⁸⁾、そして、憲法に保障された「基本的人権」(第11条)、「幸福追求権」(第13条)、「健康で文化的な生活を送る権利」「生活向上権」(=社会福祉の向上および増進を求める権利)¹⁹⁾(第25条)は、時代の変化とともに、その求められる内容・基準が大きく変化している。現代の生活水準・価値観・人権意識・最新の福祉理念に見合った高齡者福祉施設利用者の権利について、今後一層研究されることが望まれる。

引用文献

- 1) 真田是他編『図解 日本の社会福祉』法律文化社、2004年、103ページ。
- 2) 芦部信喜『憲法 新版補訂版』岩波書店、1999年、73ページ。
- 3) 奥平康弘『憲法Ⅲ』有斐閣、1993年、29ページ。
- 4) 宮崎昭夫「福祉施設入所者の権利保障－老人ホームを中心に－」『社会福祉研究』第55号、1992年、50－52ページ。
- 5) 樋口陽一他『注釈、日本国憲法』青林書院新社、1984年、291ページ。
- 6) 久田則夫「社会福祉における権利擁護の視点に立つ新たな援助論」－

「利用者主体のサービス」の実践を目指してー『社会福祉研究』第79号, 1997年, 47-48ページ。

- 7) E. ゴフマン『アサイラム：施設被収容者の日常世界』石黒毅訳, 誠信書房, 1984年
- 8) 稲垣美加子「社会福祉施設における利用者主体の実状—高齢者福祉施設におけるセクシャリテイの尊重について—」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』第2号, 2000年, 55ページ。
- 9) 稲垣美加子, 文献8の47ページ。
- 10) R. スキーアビ『老いの始まりと終わりのない性』吉井弘訳, 勁草書房, 2001年, 106ページ。
- 11) 井上勝也他編『現代のエスプリ, 301-老いと性』至文堂, 1992年
- 12) 高齢者処遇研究会「在宅・施設における高齢者および障害者の虐待に関する意識と実態調査」第Ⅱ編, 1998年, 48ページ。
- 13) 田島誠一「福祉施設経営の現状と課題—運営・管理, サービスの質の向上を目指して—」『社会福祉研究』第62号, 1995年, 45ページ。
- 14) 読売新聞 東京版 2004年10月10日付け
- 15) 相川忠夫他『憲法—人権編—』一橋出版, 1993年, 9ページ。
- 16) 樋口陽一他, 文献5の291ページ。
- 17) 外山義「老年期の社会適応に影響を及ぼす環境的要因」『老年精神医学雑誌』9 (4), 1998年, 15ページ。
- 18) W. ボルフェンスベルガー『ソーシャルロールバロリゼーション入門：ノーマライゼーションの真髄』学苑社, 1995年
- 19) 堀勝洋「人権と社会福祉」『月間 福祉』第77巻13号, 全国社会福祉協議会, 1994年, 39ページ。